

序章 環境影響評価準備書の目的と経緯

序章 環境影響評価準備書の目的と経緯

序-1 環境影響評価準備書の目的

本書は、埼玉県環境影響評価条例(平成6年12月26日 埼玉県条例第61号)に基づき、平成29年1月27日付知事に提出された「和光都市計画事業(仮称)和光北インター東部地区土地区画整理事業環境影響評価調査計画書及び環境に影響を及ぼす地域に関する基準に該当すると認める地域を記載した書類」(以下「調査計画書」という。)の記載事項について、住民等の意見及び知事意見書の内容を踏まえて検討を加え、埼玉県環境影響評価条例に基づき、「和光都市計画事業(仮称)和光北インター東部地区土地区画整理事業環境影響評価準備書」(以下「準備書」という。)として取りまとめたものである。

序-2 準備書作成までの経緯

準備書の作成までの経緯は、表-1 に示すとおりである。

表-1 準備書作成までの経緯

項目	年月日	備考
調査計画書提出	平成29年1月27日	都市計画決定権者→知事
関係地域決定の通知	平成29年1月31日	知事→都市計画決定権者 関係地域:和光市、さいたま市、戸田市、朝霞市、板橋区、練馬区(6市区)
調査計画書公告・縦覧	平成29年2月3日 ～3月3日	公告 平成29年2月3日 縦覧 平成29年2月3日～3月3日 縦覧場所 和光市都市整備課 埼玉県環境部環境政策課 埼玉県中央環境管理事務所 埼玉県西部環境管理事務所 さいたま市環境対策課 戸田市環境課 朝霞市まちづくり推進課 東京都板橋区環境課 東京都練馬区環境課
住民等の意見の提出	平成29年2月3日 ～3月17日	意見書 1件
技術審議会第1回小委員会	平成29年2月16日	現地調査及び計画説明、質疑応答
技術審議会第2回小委員会	平成29年3月16日	
知事意見受理	平成29年4月28日	知事→都市計画決定権者
氏名等変更届出	令和4年5月31日	都市計画決定権者→知事
同届出受理	令和4年5月31日	知事→都市計画決定権者
調査計画書記載事項変更に係る手続き等免除承認申請	令和4年10月27日	都市計画決定権者→知事
同申請承認	令和4年11月1日	知事→都市計画決定権者

序－3 準備書作成の手順

準備書の作成にあたっては、「埼玉県環境影響評価条例」「埼玉県環境影響評価条例施行規則」及び「埼玉県環境影響評価技術指針」に基づき作成した。

具体的には、調査計画書に対する住民等の意見、知事意見を十分に反映させるために調査計画書の記述内容について再検討し、事業計画・工事計画内容の具体化に伴う内容の充実及び記述の具体化等の修正、それによる「調査計画書記載事項変更に係る手続等免除承認申請書」による土地利用計画等の変更内容を踏まえた上で、環境影響評価に係る調査、予測及び評価を行った。

序－4 調査計画書の変更

調査計画書の記載の変更に伴い、埼玉県環境影響評価条例(平成6年12月26日埼玉県条例第61号)第21条第1項の規定に基づき、「調査計画書記載事項変更に係る手続等免除申請書」及び「変更内容検討書」を埼玉県知事に提出し、埼玉県知事の承認を得た。

提出した「調査計画書記載事項変更に係る手続等免除承認申請書」、「変更内容検討書」及び「埼玉県知事からの免除承認書」を以下に示す。

様式第5号(2)(第21条関係、第30条関係)

調査計画書記載事項変更に係る手続等免除承認申請書

令和4年10月27日

埼玉県知事 大野 元裕 様

都市計画決定権者の名称 和光市

代表者 和光市長 柴崎 光子

担当課所名 建設部都市整備課

所在地 埼玉県和光市広沢1番5号

担当者職・氏名 区画整理担当 主査 佐々木 雅子

電話番号 048-424-9158

調査計画書の記載事項の内容の変更について、手続等を行わないことの承認を受けたいので、埼玉県環境影響評価条例施行規則第30条第2項の規定により読み替えて適用される埼玉県環境影響評価条例第21条第1項ただし書の規定により、変更内容検討書を添えて、次のとおり申請します。

都市計画対象事業の名称	和光都市計画事業(仮称)和光北インター東部地区土地区画整理事業
行わない手続等	全部()
申請理由	調査計画書に対する知事意見等、現地状況、並びに事業計画の進捗及び具体化を踏まえ、調査、予測及び評価の内容を検討し、変更したため。

変更内容検討書

令和 4 年 10 月 27 日作成

1 都市計画対象事業の名称

和光都市計画事業(仮称)和光北インター東部地区土地区画整理事業

2 変更の内容

変更項目	変更内容		備考
	調査計画書の 内容	変更後の 内容	
第 1 章 都市計画決定権者の名称			
1.1 都市計画決定者の名称及び所在地	別紙 1 参照	別紙 1 参照	調査計画書 p.1
1.2 事業者の名称及び所在地	別紙 1 参照	別紙 1 参照	調査計画書 p.1
第 2 章 都市計画対象事業の目的及び概要			
2.5 都市計画対象事業の実施期間	別紙 2 参照	別紙 2 参照	調査計画書 p.6、表 2-1
2.6.1 土地利用計画	別紙 3 参照	別紙 3 参照	調査計画書 p.6、表 2-2
	別紙 4 参照	別紙 4 参照	調査計画書 p.7、図 2-2
2.6.8 交通計画	別紙 5 参照	別紙 5 参照	調査計画書 p.9、図 2-3
2.7.1 工事工程	別紙 6 参照	別紙 6 参照	調査計画書 p.10、表 2-4
第 8 章 環境影響評価の調査項目及び調査手法			
8.1.2 調査・予測・評価の項目	別紙 7 参照	別紙 7 参照	調査計画書 p.16、表 3-2
第 10 章 調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果			
10.1 大気質 10.1.1 調査	別紙 8 参照	別紙 8 参照	調査計画書 p.26
10.1 大気質 10.1.1 調査、10.2 騒音・低周波音 10.2.1 調査、10.3 振動 10.3.1 調査	別紙 9 参照	別紙 9 参照	調査計画書 p.27 図 4-1、p.35 図 4-2
10.1 大気質 10.1.2 予測、10.2 騒音・低周波音 10.2.2 予測、10.3 振動 10.3.2 予測	別紙 10 参照	別紙 10 参照	調査計画書 p.27 図 4-1、p.35 図 4-2
10.2 騒音・低周波音 10.2.2 予測、	別紙 11 参照	別紙 11 参照	調査計画書 p.37
10.3 振動 10.3.2 予測	別紙 12 参照	別紙 12 参照	調査計画書 p.43、p.44
10.8 地盤 10.8.1 調査	別紙 13 参照	別紙 13 参照	調査計画書 p.59 図 4-5
10.10 植物	別紙 14 参照	別紙 14 参照	調査計画書 p.66

3 変更の理由

調査計画書に対する知事意見等、現地状況、並びに事業計画の進捗及び具体化を踏まえ、調査、予測及び評価の内容を検討し、変更したため。

4 変更後の関係地域

本事業に係る関係地域は、「埼玉県環境影響評価条例施行規則」別表第二に基づき、「対象事業が実施される区域の周囲3キロメートル以内の地域」を基準として設定する。

上記の基準に基づき関係地域を改めて設定した結果、変更はなかった。

5 変更後の環境影響評価の調査項目及び調査方法

調査計画書に対する知事意見を踏まえ、微小粒子状物質及び土壌を調査・予測・評価の項目に追加、大気質、騒音及び振動の沿道環境の調査・予測地点の変更、沿道大気質の測定方法及び植物の調査時期等の変更をした。また、事業特性等を踏まえて施設の稼働に伴う炭化水素を調査・予測・評価の項目として追加、水銀等及びその他の大気質に係る有害物質等については事業の特性上、周辺環境へ及ぼす影響はないものと考えられるため選定しない項目とし、地盤の調査地点の変更を行った。その詳細については、別紙に示すとおりである。

なお、事業計画の変更は、調査計画書に対する知事意見を踏まえたもの及び事業の進捗に伴う検討結果によるものであり、事業特性に変更はない。

別紙 1 第 1 章 都市計画決定権者の名称

【調査計画書の内容】

1.1 都市計画決定権者の名称及び所在地

名 称 : 和光市
代表者の氏名 : 和光市長 松本 武洋
所 在 地 : 埼玉県和光市広沢 1 番 5 号

1.2 事業者の名称及び所在地

名 称 : 和光市
代表者の氏名 : 和光市長 松本 武洋
所 在 地 : 埼玉県和光市広沢 1 番 5 号

【準備書の内容】

1.1 都市計画決定権者の名称及び所在地

名 称 : 和光市
代表者の氏名 : 和光市長 柴崎 光子
所 在 地 : 埼玉県和光市広沢 1 番 5 号

1.2 事業者の名称及び所在地

名 称 : (仮称)和光北インター東部地区土地区画整理組合設立準備会
代表者の氏名 : 会長 柳下 長治
所 在 地 : 埼玉県和光市丸山台 1 丁目 1 番 14-501 号

【変更箇所】

都市計画決定権者の氏名及び事業者を変更した。

別紙 3 第 2 章 2.6.1 土地利用計画

【調査計画書の内容】

表 2-2 土地利用計画

土地利用の種類	面積 (ha)	比率 (%)
企業用地	約 22.0	約 53.3
宅 地	約 4.2	約 10.2
区画道路	約 7.4	約 17.9
調整池	約 1.8	約 4.4
公園・緑地	約 1.7	約 4.1
学 校	約 3.7	約 9.0
病 院	約 0.5	約 1.2
合 計	約 41.3	約 100.0

【準備書の内容】

表 2-2 土地利用計画

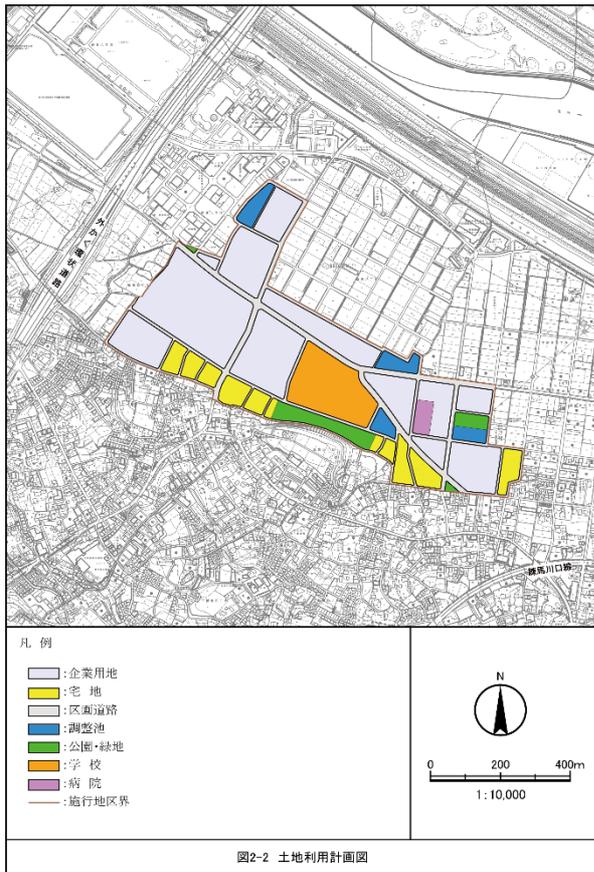
区 分	面積 (ha)	比率 (%)
企業用地(緩衝緑地帯を含む)	約 18.4	約 48.3
住居用地	約 3.9	約 10.2
都市計画道路※	約 4.4	約 11.5
区画道路	約 5.0	約 13.1
調整池	約 1.4	約 3.7
水 路	約 0.03	約 0.1
公 園	約 1.2	約 3.1
学 校	約 3.3	約 8.7
病 院	約 0.5	約 1.3
その他(水道用地、鉄塔敷)	約 0.04	約 0.1
合 計	約 38.1	約 100.0

- 注) 1. ※計画地中央部一般国道 254 号バイパス用地 (約 3.9ha) を含む
 2. ha 換算では四捨五入の関係で面積の合計値は一致しない。
 3. 比率は四捨五入の関係で合計は、100%にならない。

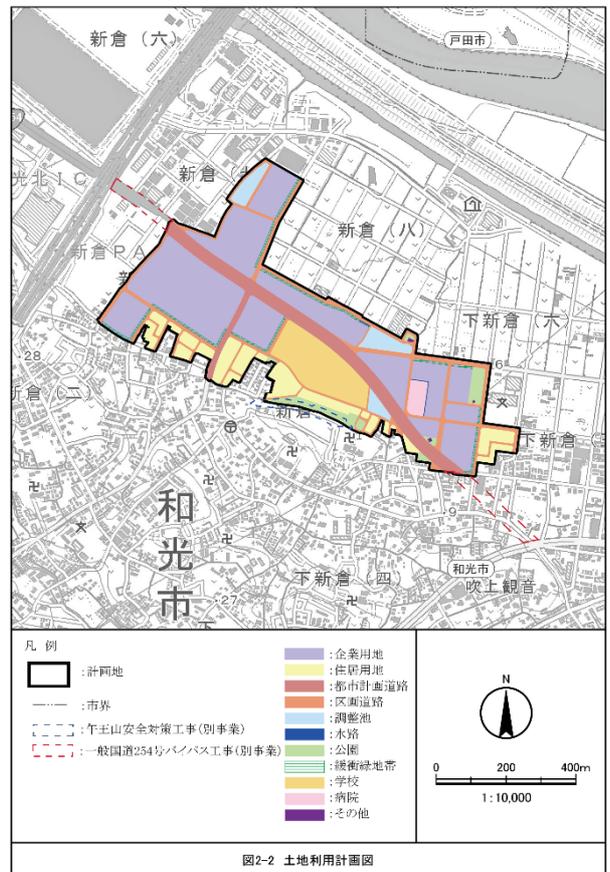
【変更箇所】

事業計画の進捗に伴う検討の結果、計画地の面積の変更(縮小)及び土地利用計画の区分を細分化した。

別紙 4 第 2 章 2.6.1 土地利用計画



【調査計画書】

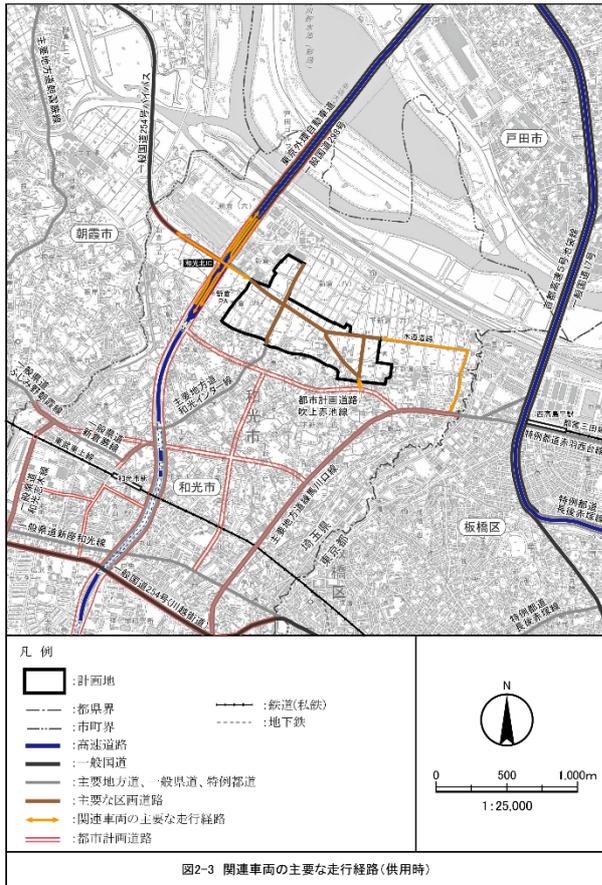


【準備書】

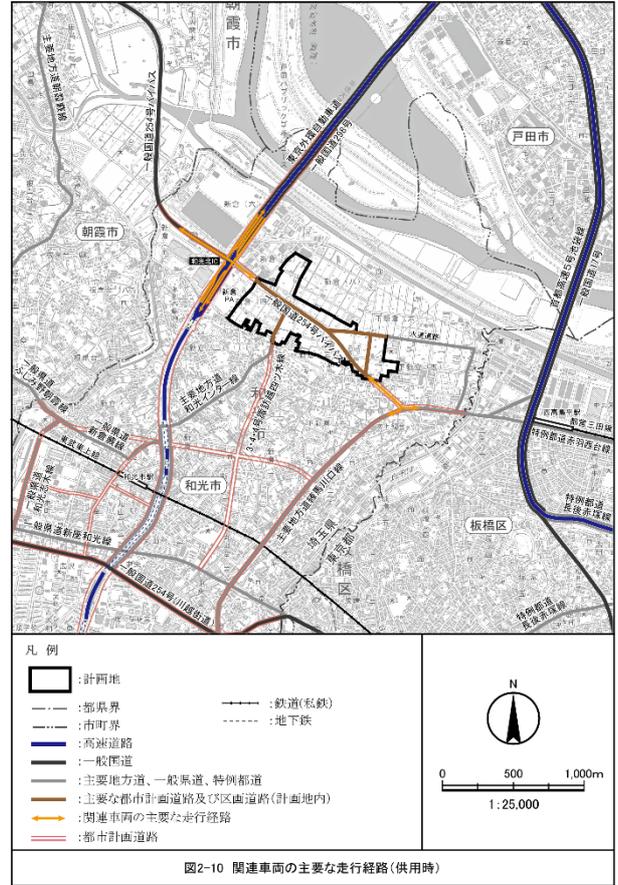
【変更箇所】

事業計画の進捗に伴う検討の結果、土地利用計画図の区分を細分化した。

別紙5 第2章 2.6.8 交通計画



【調査計画書】



【準備書】

【変更箇所】

事業計画の進捗や調査計画書に対する知事意見を受け周辺の都市計画道路等の開発計画を元に、関連車両の主要な走行経路を変更した。

別紙 6 第 2 章 2.7.1 工事工程

【調査計画書】

表 2-4 工事工程

項目 \ 年度	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38
1.準備・防災工事	■						
2.土工事		■	■	■	■	■	
3.調整池・排水工事		■	■	■	■	■	
4.道路工事		■	■	■	■	■	
5.公園・雑工事		■	■	■	■	■	
6.進出企業建設工事			■	■	■	■

【準備書】

表 2-9 工事工程

項目 \ 年度	令和 5年	6年	7年	8年	9年	10年	11年	12年	13年
1.準備工事	■								
2.仮設・防災・土工事		■	■	■	■	■	■	■	■
3.調整池・排水工事		■	■	■	■	■	■	■	
4.道路工事		■	■	■	■	■	■	■	■
5.公園・雑工事						■			■
6.進出企業建築工事				■	■	■	■	■	■
参考 (別事業)	一般国道 254 号 バイパス工事 (計画地内)			■	■	■	■	■	■
	午王山安全対 策工事			■	■	■			

【変更箇所】

事業計画の進捗に伴う検討の結果、工事工程表を変更した。

別紙 7 第 8 章 8.1.2 調査・予測・評価の項目

【調査計画書】

表 3-2 環境影響要因及び調査・予測・評価の項目との関連表

事業の種類		工業団地・流通業務施設									
影響要因の区分		工事				存在・供用					
環境影響要因		建設機械の稼働	資材運搬等の車両の走行	造成等の工事	造成地の存在	施設の存在	施設の稼働		自動車交通の発生		
							工業団地	流通業務施設		工業団地	流通業務施設
調査・予測・評価の項目											
環境の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき項目	大気質	二酸化窒素又は窒素酸化物	●	●				●	●	●	
		二酸化硫黄又は硫黄酸化物						●		●	
		浮遊粒子状物質	◎	◎					●	●	
		炭化水素								●	
		粉じん	●	●	●					●	
		大気質に係る有害物質等							●		
	騒音・低周波音	騒音	●	●					●	●	
		低周波音							●		
		振動	●	●					●	●	
	悪臭	臭気指数又は臭気の濃度							●		
		特定悪臭物質									
	水質	公共用水域の水質	生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量						×	×	
			浮遊物質			●					
			窒素及びリン							×	
			水温								
			水素イオン濃度			◎					
			溶存酸素量								
		底質	その他の生活環境項目								
			健康項目等							×	
			過マンガン酸カリウムによる酸素消費量								
			底質に係る有害物質等							×	
	地下水の水質	地下水の水質に係る有害項目						×			
	水象	河川等の流量、流速及び水位				●					
		地下水の水位及び水脈					×				
		温泉、鉱泉									
		堤防、水門、ダム等の施設									
	土壌	土壌に係る有害項目						×			
地盤	地盤沈下				●						
	土地の安定性			×	×						
	地形及び地質(重要な地形及び地質)				×						
地表	表土の状況及び生産性				×						
	生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき項目	動物	保全すべき種	●	●						
植物	保全すべき種			●	●						
	植生及び保全すべき群落			●	●						
	緑の量				×						
生態系	地域を特徴づける生態系	●			●						
	景観資源(自然的景観資源及び歴史的景観資源)				●	●					
人と自然との豊かなふれあいの確保及び快適な生活環境の保全を旨として調査、予測及び評価されるべき項目	眺望景観				●						
	自然とのふれあいの場	●		●	●	○	○	◎	◎		
	指定文化財等				×						
	埋蔵文化財等				×						
	日照障害	日影の状況				●					
電波障害	電波受信状況					×					
	風害	局所的な風の発生状況									
環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき項目	廃棄物等	廃棄物			●		●	●			
		残土			×						
	雨水及び処理水						●	●			
温室効果ガス等	温室効果ガス	●	●	●			●	●	●		
	オゾン層破壊物質						×				
一般環境中の放射性物質について調査、予測及び評価されるべき項目	放射線の量	放射線の量	×	×	×						

注) ●:標準的に選定する項目
 ◎:標準外項目であるが事業特性、地域特性等を考慮して選定する項目
 ○:事業特性、地域特性等を考慮して選定する項目
 ×:標準的に選定する項目及び事業特性、地域特性等を考慮して選定する項目のうち、今回選定しない項目

【準備書】※アンダーラインは変更箇所を示す

表 8.1.2-1 環境影響要因及び調査・予測・評価の項目との関連表

事業の種類		工業団地・流通業務施設									
影響要因の区分		工事				存在・供用					
環境影響要因		建設機械の稼働	資材運搬等の車両の走行	造成等の工事	造成地の存在	施設の存在	施設の稼働		自動車交通の発生		
							工業団地	流通業務施設	工業団地	流通業務施設	
調査・予測・評価の項目											
環境の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき項目	大気質	二酸化窒素又は窒素酸化物	●	●			●	●	●	●	
		二酸化硫黄又は硫黄酸化物					●	●	●	●	
		浮遊粒子状物質	◎	◎			●	●	●	●	
		微小粒子状物質	◎	◎			●	●	●	●	
		炭化水素					◎		●	●	
		粉じん	●	●	●						
		水銀等(水銀及びその化合物)					×				
	その他の大気質に係る有害物質等					×					
	騒音・低周波音	騒音	●	●			●	●	●	●	
		低周波音					●	●	●	●	
		振動	●	●			●	●	●	●	
	悪臭	臭気指数又は臭気の濃度					●				
		特定悪臭物質									
	水質	公共用水域の水質	生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量					×	×		
			浮遊物質			●					
			窒素及びリン					×			
			水温								
			水素イオン濃度			◎					
			溶存酸素量								
			その他の生活環境項目								
		底質	健康項目等					×			
			強熱減量								
			過マンガン酸カリウムによる酸素消費量								
	水象	地下水の水質						×			
		地下水の水質に係る有害項目									
河川等の流量、流速及び水位					●						
地下水の水位及び水脈					×						
温泉、鉱泉											
土壌	堤防、水門、ダム等の施設										
	土壌に係る有害項目			◎		×					
地盤	地盤沈下				●						
	土地の安定性			×	×						
地象	地形及び地質(重要な地形及び地質)				×						
	表土の状況及び生産性				×						
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき項目	動物	保全すべき種	●		●						
		保全すべき種			●	●					
	植物	植生及び保全すべき群落			●	●					
		緑の量				×					
生態系	地域を特徴づける生態系	●		●							
人と自然との豊かなふれあいの確保及び快適な生活環境の保全を旨として調査、予測及び評価されるべき項目	景観	景観資源(自然的景観資源及び歴史的景観資源)			●	●					
		眺望景観			●						
	自然とのふれあいの場	自然とのふれあいの場	●		●	●	○	○	◎		
	史跡・文化財	指定文化財等				×					
		埋蔵文化財等				×					
	日照障害	日影の状況				●					
	電波障害	電波受信状況				×					
風害	局所的な風の発生状況										
環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき項目	廃棄物等	廃棄物			●		●	●			
		残土			×						
	雨水及び処理水					●	●				
温室効果ガス等	温室効果ガス	●	●	●		●	●	●			
	オゾン層破壊物質					×					
一般環境中の放射性物質について調査、予測及び評価されるべき項目	放射線の量	放射線の量	×	×	×						

注) ●: 標準的に選定する項目
 ◎: 標準外項目であるが事業特性、地域特性等を考慮して選定する項目
 ○: 事業特性、地域特性等を考慮して選定する項目
 ×: 標準的に選定する項目及び事業特性、地域特性等を考慮して選定する項目のうち、今回選定しない項目

【変更箇所】

調査計画書に対する知事意見を踏まえて、微小粒子状物質及び土壌を、事業特性等を踏まえ施設の稼働の炭化水素を調査・予測・評価の項目として追加した。また、水銀等及びその他の大気質に係る有害物質等については、事業計画の進捗に伴い誘致企業を検討した結果、事業の特性上周辺環境へ及ぼす影響はないものと考えられるため、選定しない項目とした。なお、現況を把握するためその他の大気質に係る有害物質等については、調査の項目として選定した。

別紙 8 第 10 章 10.1 大気質 10.1.1 調査

【調査計画書】

(1) 現況調査

④ 調査期間・頻度

イ. 現地調査

(ア) 大気質の状況

b. 沿道環境大気質

二酸化窒素、浮遊粒子状物質、炭化水素は 4 季ごとに各 7 日間の連続測定とする。

なお、No.5 は測定機材の設置場所の確保が困難であることから、フィルターバッチを用いた簡易測定法により、二酸化窒素を測定する。

【準備書】※アンダーラインは変更箇所を示す

(4) 調査期間・頻度

② 現地調査

ア. 大気質の状況

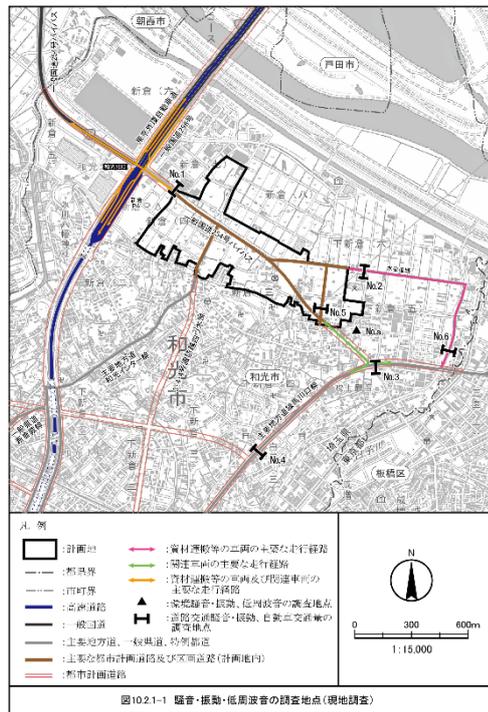
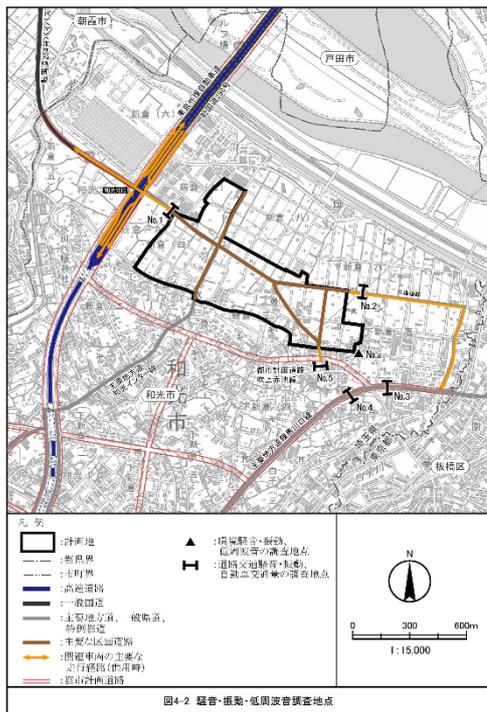
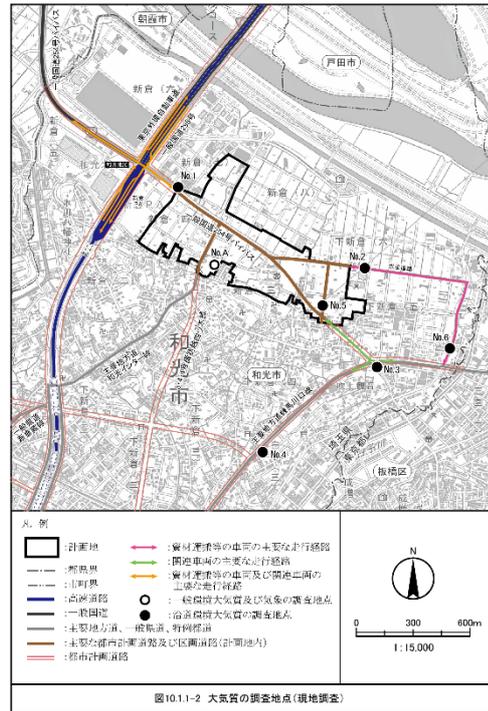
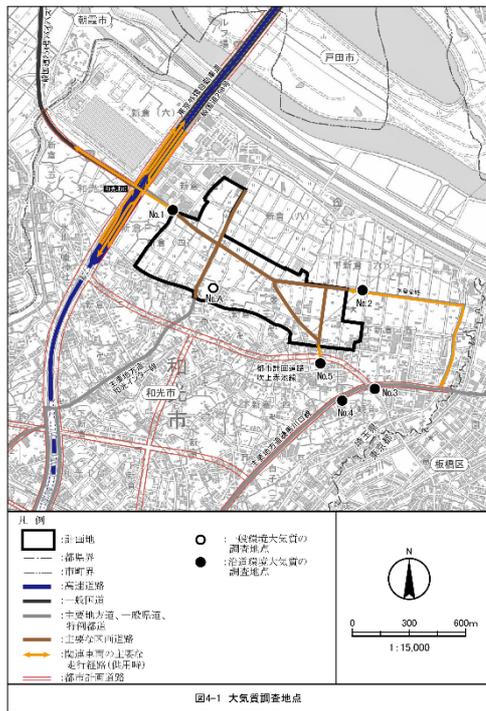
(イ) 沿道環境大気質

調査時期及び期間は、一般環境大気質(二酸化窒素、二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、炭化水素(非メタン炭化水素))と同時期とした(7日間連続測定)。

【変更箇所】

調査計画書に対する知事意見を踏まえて、No.5 についても公定法により二酸化窒素を測定した。

別紙9 第10章 10.1 大気質 10.1.1 調査、10.2 騒音・低周波音 10.2.1 調査、10.3 振動 10.3.1 調査



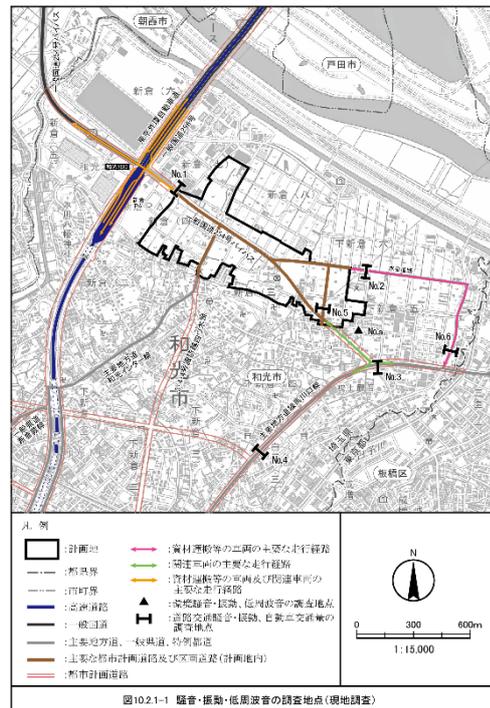
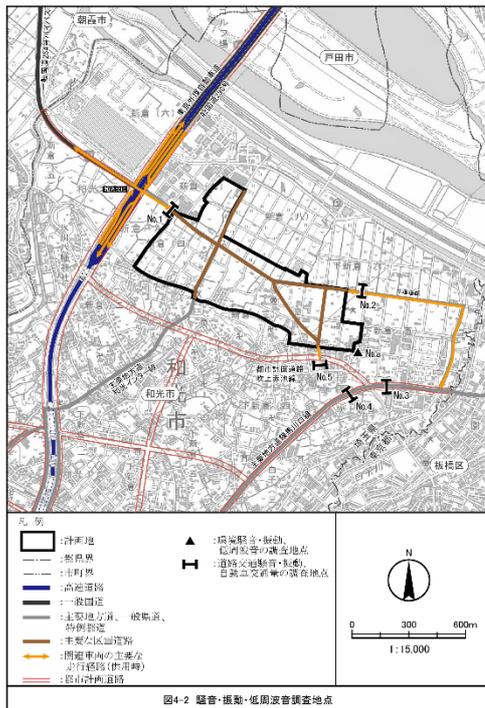
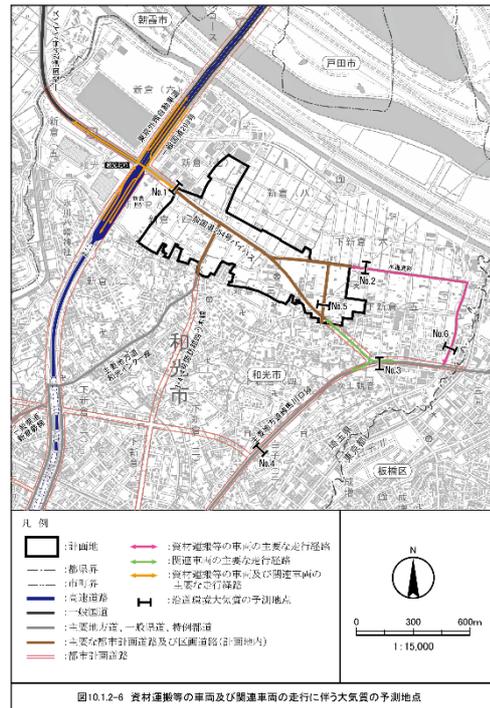
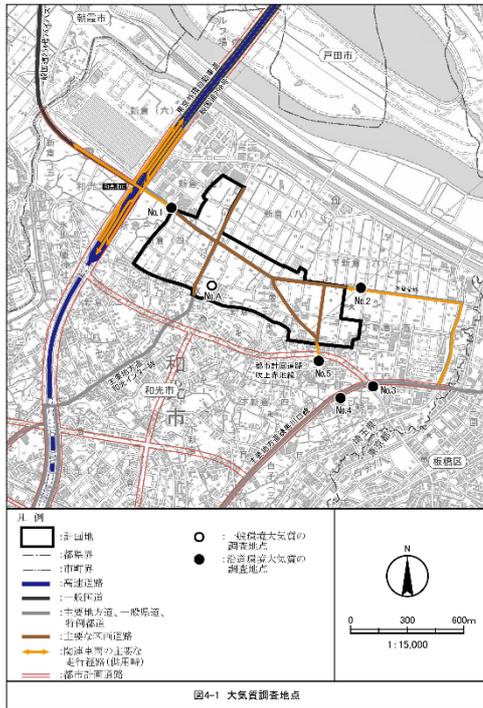
【調査計画書】

【準備書】

【変更箇所】

調査計画書に対する知事意見を踏まえて、大気質・騒音・振動の沿道環境調査地点No.6の地点を追加した。また、予測地点の状況を踏まえて大気質・騒音・振動の沿道予測調査地点No.4の位置を、調査計画書に対する測定方法の変更についての知事意見を踏まえてNo.5の位置を公定法による測定が行える地点に変更した。

別紙 10 第 10 章 10.1 大気質 10.1.2 予測、10.2 騒音・低周波音 10.2.2 予測、10.3 振動 10.3.2 予測



【調査計画書】

【準備書】

【変更箇所】

調査計画書に対する知事意見を踏まえて、大気質(資材運搬等の車両及び関連車両)・騒音・振動(資材運搬等の車両)の沿道環境予測地点No.6 の地点を追加した。また、予測地点の状況等を踏まえて大気質(資材運搬等の車両及び関連車両)・騒音・振動(資材運搬等の車両)の沿道予測調査地点No.4 の位置を、調査計画書に対する測定方法の変更についての知事意見を踏まえてNo.5 の位置を公定法による測定が行える地点に変更した。

別紙 11 第 10 章 10.2 騒音・低周波音 10.2.2 予測

【調査計画書】

(2) 予測

③ 予測地域・地点

ア. 建設機械の稼働に伴う騒音の影響

予測地域は、計画地敷地境界から約 200mの範囲とする。予測地点は、敷地境界上及び周辺住居とする。

ウ. 施設の稼働に伴う騒音の影響

予測地域は、計画地敷地境界から約 200mの範囲とする。予測地点は、敷地境界上及び周辺住居とする。

エ. 供用時の自動車交通の発生に伴う騒音の影響

予測地域・地点は、道路交通騒音の現地調査の調査地域・地点と同様とする。

オ. 施設の稼働に伴う低周波音の影響

予測地域は、計画地敷地境界から約 200mの範囲とする。予測地点は周辺住居とする。

【準備書】

(1) 建設機械の稼働に伴う騒音の影響

③ 予測地域・地点

予測地域は、計画地周辺とし、90%レンジの上端値(L_{A5})の予測地点は、敷地境界最大値出現地点、等価騒音レベル(L_{Aeq})の予測地点は、図 10.2.2-2 に示す計画地の東西南北の住居等及び計画地内に存置される高校、病院で最も騒音の影響が大きいと考えられる地点とした。

(3) 施設の稼働に伴う騒音の影響

③ 予測地域・地点

予測地域は、計画地周辺とし、90%レンジの上端値(L_{A5})の予測地点は、敷地境界最大値出現地点(将来指定予定の用途地域別)、等価騒音レベル(L_{Aeq})の予測地点は、図 10.2.2-6 に示す最も影響が大きいと考えられる周辺住居や学校及び病院とした。

(4) 供用時の自動車交通の発生に伴う騒音の影響

③ 予測地域・地点

「(2)資材運搬等の車両の走行に伴う騒音の影響」で設定した 6 地点のうち、関連車両の主要な走行経路となる No.1、No.3、No.4 の 3 地点を対象とした。

(5) 施設の稼働に伴う低周波音の影響

③ 予測地域・地点

低周波音の予測地点は、図 10.2.2-10 に示す周辺住居や学校及び病院とした。

【変更箇所】

調査計画書に対する知事意見を踏まえて、建設機械及び施設の稼働に伴う騒音・低周波音の影響の予測について、予測地点に学校及び病院を追加した。また、関連車両の走行に伴う予測については、関連車両の主要な走行経路となる No.1、No.3、No.4 の 3 地点に変更した。

別紙 12 第 10 章 10.3 振動 10.3.2 予測

【調査計画書】

③ 予測地域・地点

ア. 建設機械の稼働に伴う振動の影響

予測地域は、計画地敷地境界から約 200mの範囲とする。予測地点は、敷地境界上及び周辺住居とする。

ウ. 施設の稼働に伴う振動の影響

予測地域は、計画地敷地境界から約 200mの範囲とする。予測地点は、敷地境界上及び周辺住居とする。

エ. 供用時の自動車交通の発生に伴う振動の影響

予測地域・地点は、道路交通振動の現地調査の調査地域・地点と同様とする。

【準備書】

(1) 建設機械の稼働に伴う振動の影響

③ 予測地域・地点

「10.2 騒音・低周波音 (1) 建設機械の稼働に伴う騒音の影響」と同様の考え方で設定した。

ただし、騒音と振動では最大値出現位置が異なることから、図 10.3.2-2 にその位置を示した。

(3) 施設の稼働に伴う振動の影響

③ 予測地域・地点

予測地域・地点は、「(1) 建設機械の稼働に伴う振動の影響」と同様の考え方で設定した。

ただし、最大値出現位置が異なることから、図 10.3.2-6 にその位置を示した。

(4) 供用時の自動車交通の発生に伴う振動の影響

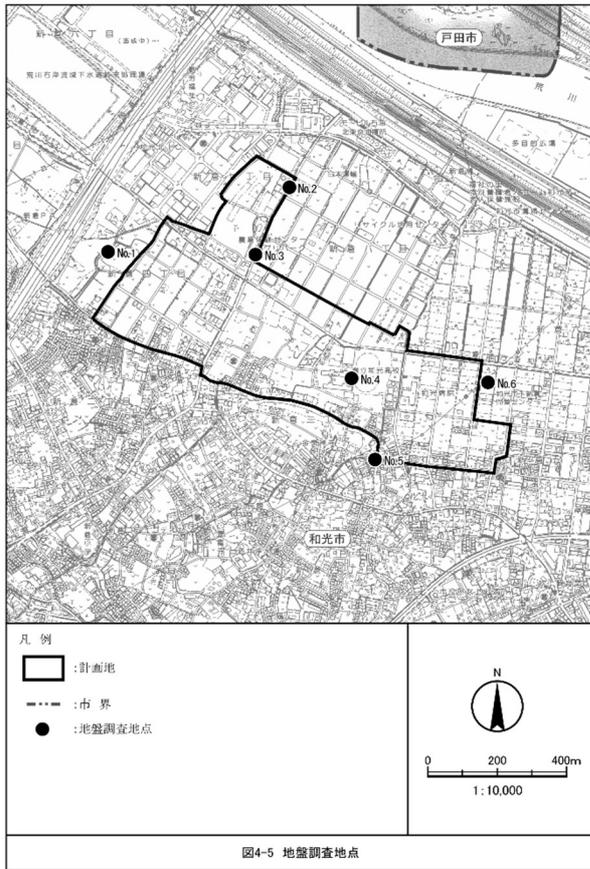
③ 予測地域・地点

「(2) 資材運搬等の車両の走行に伴う振動の影響」で設定した 6 地点のうち、関連車両の主要な走行経路となる No.1、No.3、No.4 の 3 地点を対象とした。

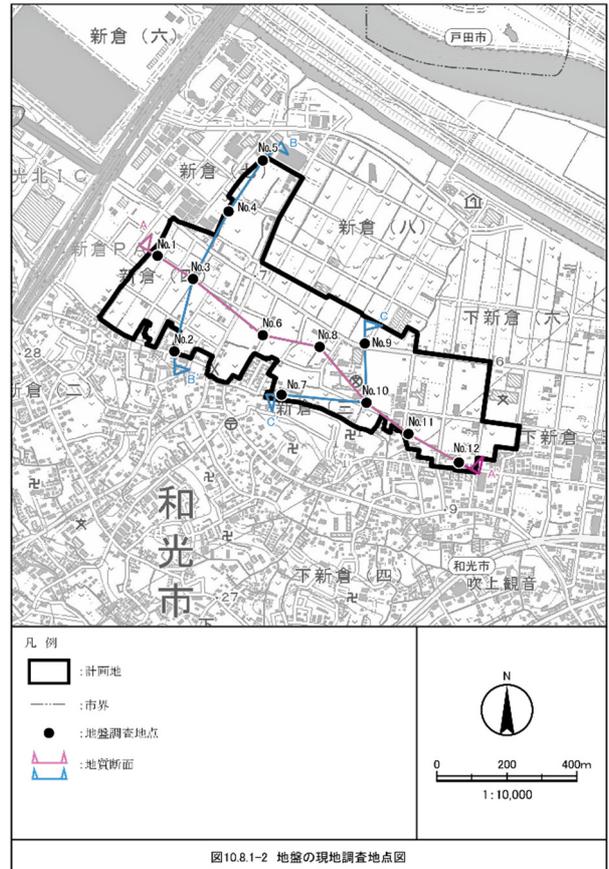
【変更箇所】

知事意見を踏まえて、騒音同様に建設機械及び施設の稼働の影響の予測については、予測地点に学校及び病院を追加した。また、関連車両の走行に伴う予測については、関連車両の主要な走行経路となる No.1、No.3、No.4 の 3 地点に変更した。

別紙 13 第 10 章 10.8 地盤 10.8.1 調査



【調査計画書】



【準備書】

【変更箇所】

計画地内の地層の縦横断等を適切に把握するために、調査計画書における調査地点から地点数及び地点位置について変更した。

別紙 14 第 10 章 10.10 植物 10.10.1 調査

【調査計画書】

(1) 現況調査

③ 調査地域・地点

イ. 現地調査

植物相調査の調査期間・頻度は、春季、秋季の 2 回、植生調査は秋季の 1 回とする

【準備書】※アンダーラインは変更箇所を示す

(4) 調査時期・頻度

② 現地調査

植物の現地調査時期は、表 10.10.1-1 に示すとおりである。植物相調査の調査期間・頻度は、秋季、春季、初夏の 3 回とし、植生調査は、春季の 1 回とした。なお、植物相調査時には、植生についても補足的な確認を行った。

【変更箇所】

調査計画書に対する知事意見を踏まえて、調査時期を変更した。

指令環政第430号

和光市

令和4年10月27日付けで申請のあった和光都市計画事業（仮称）和光北インター東部地区土地区画整理事業に係る調査計画書記載事項変更に係る手続等免除承認申請については、埼玉県環境影響評価条例施行規則（平成7年規則第98号）第30条第2項の規定により読み替えて適用される埼玉県環境影響評価条例（平成6年条例第61号）第21条第1項のただし書きの規定により、調査計画書記載事項変更に係る手続等の全部を行わないことを承認します。

令和4年11月1日

埼玉県知事 大野 元 裕

